

※必ずご確認ください※

【Shopee 向けプログラム】ASEAN 向け EC 販売力強化支援事業（マレーシア・タイ・インドネシア）

参加要綱

1. 参加の取り決め

- (1) 参加申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (2) 参加申込は、所定の期日までに「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (3) ジェトロおよび委託先による参加者の選定を行います。不選定の理由は、回答できません。

2. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェトロおよび委託先は、参加資格を有しないことが判明した場合、参加の承諾、取り決めをした時も含めて何時でも、それらを無効とすることができます。あわせてジェトロまたは委託先に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロおよび委託先が当該事業参加に起因または関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むがこれに限らない）を請求します。ただし、参加企業は参加資格の喪失に関して発生したいかなる損害の賠償についてジェトロおよび委託先に請求できないものとします。
- (2) ジェトロおよび委託先は、参加企業が本要綱に違反した場合、催告なしに、参加の承諾、取り決めを解除することができます。これによって生じる損害についてジェトロおよび委託先は、賠償請求できるものとします。

3. キャンセルポリシー

参加申込後、原則キャンセルは不可となります。やむをえない事情によりキャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロへご連絡ください。相応の理由なしにキャンセルされた場合は、今後ジェトロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。

4. 事業の中止等

- (1) ジェトロおよび委託先は、ジェトロおよび委託先の責任に帰することのできない事由、外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本事業の一部または全部を変更または中止できるものとします。
- (2) 天災、現地の政情その他ジェトロおよび委託先の責任に帰することのできない事由により本事業の一部または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロおよび委託先は申込受領後であっても、本事業の一部または全部を変更または中止することがあります。その際、本事業の参加にあたり参加企業の側に発生した経費・損害があった場合であっても、ジェトロおよび委託先が補填することはできません。

5. 定めのない事項の発生

- (1) 本要綱にない事項及び補足事項などは「募集要項」に定めます。本要綱に定めのない事項が発生した場合、または委託先が新たな事項を定めた場合、ジェトロおよび委託先はその対策を決定することができるものとします。その場合、ジェトロおよび委託先はすみやかに参加企業に通知するものとし、参加企業はジェトロおよび委託先の決定した対策に従うものとします。
- (2) 「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロおよび委託先がその対応を決定するものとします。

6. 反社会勢力の排除

(1) 参加者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ) 暴力的な要求行為。
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
 - ホ) 前各号に準ずる行為。
- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(2) 参加者が前項 6.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロおよび委託先は事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。

(3) 前項 6.(2)の定めに基づき、ジェットロが参加の取り決めに解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。

(4) 上記 6.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、6.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

(5) 以下に該当する場合は参加不可です。該当するとされた場合は不選定または選定取消となります。

- ① 公序良俗に反する事業者
- ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者（風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容

7. 免責

(1) ジェットロおよび委託先は本事業に起因または関連して生じたあらゆる損害について一切責任を負いません。ただし、ジェットロおよび委託先の故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。

(2) 本事業は委託先および委託先の関係会社、連携先、協力先、委託先から紹介を受けた先などが提供する役務を利用して実施するものです。本事業の実施過程および委託先等の提供する役務に関して、参加者が不利益を被ったとしても、ジェットロは一切その責任を負いません。

別紙

- (3) 事業の中止、および要綱外事項の場合、これによって生ずる参加者の損害および不利益等について、ジェトロおよび委託先は一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって参加できなくなった場合も、ジェトロおよび委託先はその責任を負いません。
- (4) 本サービスの参加により、ジェトロが本サービスの結果について、個社が特定されない形で匿名化し、統計的処理をしたうえで結果に関する集計結果を对外公表することに同意したものとします。

8. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

参加企業は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」）を確認のうえ、これに同意、承諾すること。

記

1. 参加企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 参加企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 参加企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する参加企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、参加企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 参加企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが参加企業に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェトロと参加企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 参加企業は、ジェトロに対し、参加企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

別紙

※注1：参加企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。参加企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から参加企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

・ リスト規制

参加企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該当判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト安全保障貿易管理（リスト規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>

・ キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、参加企業自身で、補完的輸出規制(キャッチオール規制)に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、1 外国企業等の需要者の情報(需要者要件)、需要者における用途(用途要件)を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は 2 経済産業大臣から、

許可申請をすべき旨文書にて通知された場合(インフォーム要件)に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制(キャッチオール規制)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則(Export Administration Regulations)は、1 米国原産品目、2 特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目(組み込み品)、3 特定の米国規制技術が使用されている品目(直接製品)を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています(域外適用)。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください(中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります)。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf